

平成 30 年 5 月 18 日

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、平成 30 年 3 月 30 日に公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）について、適正手続の遵守状況を、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 号に従って報告するものである。

当委員会は、収益認識会計基準及び収益認識適用指針の開発に係る公開草案並びに収益認識会計基準及び収益認識適用指針の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、収益認識会計基準及び収益認識適用指針について、適正手続の遵守状況を、適正手続規則第 29 条に従って報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第 22 条 第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	第 23 回基準諮問会議(平成 27 年 3 月 18 日開催)における審議を踏まえ、平成 27 年 3 月 20 日に開催された第 308 回親委員会 ¹ において、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討に着手することが決定された。 その後、平成 27 年 5 月 15 日に開催された第 311 回親委員会より検討が行われた。

収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（以下「意見募集文書」という。）の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
意見募集文書に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めたときは、議事を非公開と	意見募集文書の公表まで、親委員会において 17 回、収益認識専門委員会(以下「専門委員会」という。)において 15 回の審議が公開で行われた。詳細は(別紙 1)を参照のこと。

¹ 「親委員会」は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	することができる。 第9条第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会及び専門委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことはなかった。
	第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条	意見募集文書の公表まで、財務諸表作成者に対して8回、監査人に対して2回、アウトリーチが実施され²、その後の親委員会及び専門委員会の審議の中でその概要が適宜報告された。 アウトリーチの概要については、（別紙2）を参照のこと。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況		

² 関連するセクターに属する団体との意見交換を含む。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
意見募集文書の公表に関する議決 (反対意見の取扱い)	第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	平成28年1月27日開催の第328回親委員会において意見募集文書の公表議決が行われ、出席委員12名全員（委員総数13名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、平成28年2月4日に意見募集文書が公表された。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
意見募集文書の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	平成28年2月4日にコメント募集を開始し平成28年5月31日までをコメント受付期間(約4ヶ月)とした。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況																		
意見募集文書に寄せられた意見のホームページへの掲載	第 19 条 第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	意見募集文書に寄せられた意見は、平成 28 年 6 月 9 日に財務会計基準機構のホームページに掲載した。なお、寄せられたコメントは 33 件であり、内訳は以下のとおりである。 [団体等] <table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>18</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>監査人</td><td>5</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>26</td></tr></table> [個人] <table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>財務諸表作成者・財務諸表利用者等</td><td>7</td></tr><tr><td>合計</td><td>7</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者	18	財務諸表利用者	1	監査人	5	その他	2	合計	26	属性	提出者数	財務諸表作成者・財務諸表利用者等	7	合計	7
属性	提出者数																			
財務諸表作成者	18																			
財務諸表利用者	1																			
監査人	5																			
その他	2																			
合計	26																			
属性	提出者数																			
財務諸表作成者・財務諸表利用者等	7																			
合計	7																			
意見募集文書に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	意見募集文書の公表後、公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会の審議の中で意見募集文書に寄せられた意見について検討を行った。「公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況」の項目を参照のこと。																		

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員 会及び専門委員会 の審議の状況	第7条 第1項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表まで、親委員会において20回、専門委員会において20回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙1）を参照のこと。
	第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の2～3日前の送付となった例が散見された。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことはなかった。 専門委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことがあり、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明された。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表まで、財務諸表作成者に対して 30 回、財務諸表利用者に対して 1 回、監査人に対して 3 回、アウトリーチが実施され³、その後の親委員会及び専門委員会の審議の中でその概要が適宜報告された。 アウトリーチの概要については、（別紙 2）を参照のこと。
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	平成 29 年 7 月 14 日開催の第 364 回親委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 12 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、平成 29 年 7 月 20 日に公開草案が公表された。
	第 14 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	第 19 条 第 3 項 前 2 項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上	平成 29 年 7 月 20 日にコメント募集を開始し、平成 29 年 10 月 20 日までをコメント受付期間

³ 関連するセクターに属する団体との意見交換を含む。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	(約3ヶ月)とした。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況												
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 19 条第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	公開草案に寄せられた意見は、平成 29 年 11 月 6 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは 69 件であり、内訳は以下のとおりである。												
		〔団体等〕												
		<table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>41</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>監査人</td><td>7</td></tr><tr><td>その他</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>52</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者	41	財務諸表利用者	1	監査人	7	その他	3	合計	52
		属性	提出者数											
		財務諸表作成者	41											
		財務諸表利用者	1											
		監査人	7											
		その他	3											
		合計	52											
		〔個人〕												
<table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者・財務諸表利用者等</td><td>17</td></tr><tr><td>合計</td><td>17</td></tr></table>	属性	提出者数	財務諸表作成者・財務諸表利用者等	17	合計	17								
属性	提出者数													
財務諸表作成者・財務諸表利用者等	17													
合計	17													
また、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、収益認識会計基準及び収益認識適用指針公表後の平成 30 年 4 月 11 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。														
公開草案に寄せられた意見に関する	第 7 条第 1 項 委員会の議事は、原則として	公開草案の公表後、親委員会において 8 回、専門委員会にお												

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会の審議の状況	一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	いて 8 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙 1）を参照のこと。
	第 9 条第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の 2～3 日前の送付となった例が散見された。
	第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	親委員会及び専門委員会において出席した委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第 14 条第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	親委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことはなかった。 専門委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことがあり、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明された。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。ア	公開草案の公表後、財務諸表作成者に対して 16 回、監査人に対して 1 回、アウトリーチが

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	ウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	実施され⁴、その後の親委員会及び専門委員会の審議の中でその概要が適宜報告された。 アウトリーチの概要については、(別紙 2) を参照のこと。
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 19 条第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について、平成 30 年 3 月 9 日開催の第 380 回親委員会及び平成 30 年 3 月 26 日開催の第 381 回親委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決 (反対意見の取扱い)	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	収益認識会計基準及び収益認識適用指針は、平成 30 年 3 月 26 日開催の第 381 回親委員会において出席委員 13 名全員(委員総数 14 名)の賛成により公表することが承認された。この承認を受けて、平成 30 年 3 月 30 日に収益認識会計基準及び収益認識適用指針が公表された。
	第 14 条第 2 項 企業会計基準及び修正国際	収益認識会計基準については、同第 91 項に出席委員数、

⁴ 関連するセクターに属する団体との意見交換を含む。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	賛成委員数及び賛成した委員の名前を記載している。 収益認識適用指針については、同第 108 項に出席委員数と賛成委員数を記載している。
	第 14 条第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	収益認識会計基準及び収益認識適用指針の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第 14 条第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以 上

(別紙 1) 親委員会及び専門委員会の審議の状況

意見募集文書の公表に関する親委員会及び専門委員会の審議の状況

1. 意見募集文書の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 311 回	平成 27 年 5 月 15 日	・ 収益認識専門委員会の今後の進め方 ・ FASB の公開草案へのコメント対応
第 312 回	平成 27 年 5 月 28 日	・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 313 回	平成 27 年 6 月 12 日	・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 314 回	平成 27 年 6 月 29 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 315 回	平成 27 年 7 月 10 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の現在の審議状況
第 317 回	平成 27 年 8 月 5 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の現在の審議状況
第 318 回	平成 27 年 8 月 26 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 319 回	平成 27 年 9 月 11 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 320 回	平成 27 年 9 月 25 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 321 回	平成 27 年 10 月 9 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 322 回	平成 27 年 10 月 22 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 323 回	平成 27 年 11 月 6 日	・ 意見募集文書の検討
第 324 回	平成 27 年 11 月 20 日	・ 意見募集文書の検討
第 325 回	平成 27 年 12 月 4 日	・ 意見募集文書の検討
第 326 回	平成 27 年 12 月 25 日	・ 意見募集文書の検討
第 327 回	平成 28 年 1 月 12 日	・ 意見募集文書の検討
第 328 回	平成 28 年 1 月 27 日	・ 意見募集文書の公表議決

(収益認識専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 51 回	平成 27 年 5 月 25 日	・ 専門委員会再開の経緯及び今後の進め方 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 52 回	平成 27 年 6 月 16 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 53 回	平成 27 年 7 月 6 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の現在の審議状況
第 54 回	平成 27 年 7 月 31 日	・ IFRS 第 15 号の概要及び主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の現在の審議状況
第 55 回	平成 27 年 8 月 24 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 56 回	平成 27 年 9 月 4 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 57 回	平成 27 年 9 月 18 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 58 回	平成 27 年 10 月 5 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 59 回	平成 27 年 10 月 20 日	・ IFRS 第 15 号の主な論点の検討 ・ IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応
第 60 回	平成 27 年 11 月 4 日	・ 意見募集文書の検討
第 61 回	平成 27 年 11 月 17 日	・ 意見募集文書の検討
第 62 回	平成 27 年 12 月 1 日	・ 意見募集文書の検討
第 63 回	平成 27 年 12 月 17 日	・ 意見募集文書の検討
第 64 回	平成 28 年 1 月 8 日	・ 意見募集文書の検討
第 65 回	平成 28 年 1 月 25 日	・ 意見募集文書の検討

公開草案の公表に関する親委員会及び専門委員会の審議の状況

2. 公開草案の公表までの親委員会及び専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 339 回	平成 28 年 6 月 29 日	・ 意見募集文書に寄せられた主な意見

回数	開催日	審議内容
第 341 回	平成 28 年 7 月 25 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 342 回	平成 28 年 8 月 10 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 343 回	平成 28 年 8 月 30 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 345 回	平成 28 年 9 月 23 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 346 回	平成 28 年 10 月 6 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 348 回	平成 28 年 11 月 4 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 349 回	平成 28 年 11 月 18 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 351 回	平成 28 年 12 月 20 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 352 回	平成 29 年 1 月 10 日	・抽出した課題の検討
第 353 回	平成 29 年 1 月 26 日	・抽出した課題の検討
第 355 回	平成 29 年 2 月 22 日	・抽出した課題の検討
第 356 回	平成 29 年 3 月 13 日	・抽出した課題の検討
第 357 回	平成 29 年 3 月 28 日	・抽出した課題の検討
第 358 回	平成 29 年 4 月 10 日	・抽出した課題の検討
第 359 回	平成 29 年 4 月 28 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 361 回	平成 29 年 5 月 30 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 362 回	平成 29 年 6 月 16 日	・公開草案の検討
第 363 回	平成 29 年 6 月 30 日	・公開草案の検討
第 364 回	平成 29 年 7 月 14 日	・公開草案の公表議決

(収益認識専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 66 回	平成 28 年 6 月 23 日	・意見募集文書に寄せられた主な意見
第 67 回	平成 28 年 7 月 12 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 68 回	平成 28 年 8 月 3 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 69 回	平成 28 年 8 月 22 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 70 回	平成 28 年 9 月 15 日	・意見募集文書に記載された論点の検討
第 71 回	平成 28 年 10 月 4 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 72 回	平成 28 年 10 月 25 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 73 回	平成 28 年 11 月 17 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 74 回	平成 28 年 12 月 6 日	・個別論点に関する検討すべき課題の抽出
第 75 回	平成 28 年 12 月 26 日	・抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
		・会計基準の文案の検討
第 76 回	平成 29 年 1 月 17 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 77 回	平成 29 年 2 月 10 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 78 回	平成 29 年 2 月 28 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 79 回	平成 29 年 3 月 17 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 80 回	平成 29 年 4 月 6 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 81 回	平成 29 年 4 月 26 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 82 回	平成 29 年 5 月 16 日	・抽出した課題の検討 ・会計基準の文案の検討
第 83 回	平成 29 年 6 月 7 日	・公開草案の検討
第 84 回	平成 29 年 6 月 21 日	・公開草案の検討
第 85 回	平成 29 年 7 月 10 日	・公開草案の検討

公開草案公表後の親委員会及び専門委員会の審議の状況

3. 公開草案公表後の親委員会及び専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(親委員会)

回数	開催日	審議内容
第 373 回	平成 29 年 11 月 22 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 374 回	平成 29 年 12 月 5 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 376 回	平成 30 年 1 月 11 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 377 回	平成 30 年 1 月 25 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 378 回	平成 30 年 2 月 9 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 379 回	平成 30 年 2 月 22 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 380 回	平成 30 年 3 月 9 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・公開草案を再度公表する必要性の有無

回数	開催日	審議内容
第 381 回	平成 30 年 3 月 26 日	・公開草案を再度公表する必要性の有無 ・収益認識会計基準及び収益認識適用指針の公表議決

(収益認識専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 86 回	平成 29 年 11 月 13 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 87 回	平成 29 年 12 月 4 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 88 回	平成 29 年 12 月 25 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 89 回	平成 30 年 1 月 12 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 90 回	平成 30 年 1 月 26 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 91 回	平成 30 年 2 月 13 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 92 回	平成 30 年 2 月 27 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 93 回	平成 30 年 3 月 19 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応

以 上

(別紙 2) アウトリーチ（意見聴取）の状況

意見募集文書の公表までのアウトリーチの状況

1. 意見募集文書の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。財務諸表作成者については、6つの業界団体(複数回実施を含む。)及び個社への実施である。

開催日	対象	内容
平成 27 年 7 月 7 日	監査人	・ IFRS 第 15 号の主な論点について
平成 27 年 7 月 24 日	監査人	・ IFRS 第 15 号の主な論点について
平成 27 年 8 月 31 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 9 月 3 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 11 月 5 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 11 月 16 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 11 月 17 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 12 月 3 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 12 月 3 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 27 年 12 月 16 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

2. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。財務諸表作成者については、16の業界団体（複数回実施を含む。）及び個社への実施である。

開催日	対象	内容
平成 28 年 2 月 8 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 2 月 12 日	財務諸表作成者	・ 会計基準の開発にあたっての適用上

開催日	対象	内容
		の課題について
平成 28 年 2 月 16 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 2 月 23 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 1 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 2 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 2 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 3 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 3 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 4 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 7 日	財務諸表利用者	・注記事項及び会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 8 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 14 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 14 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 25 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 28 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 28 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 3 月 31 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 4 月 25 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上

開催日	対象	内容
		の課題について
平成 28 年 4 月 26 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 28 年 12 月 26 日	監査人	・我が国に特有な取引等の設例について
平成 28 年 12 月 27 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 1 月 23 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 2 月 1 日	監査人	・我が国に特有な取引等の設例について
平成 29 年 3 月 6 日	監査人	・我が国に特有な取引等の設例について
平成 29 年 3 月 15 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 3 月 16 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 3 月 29 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 3 月 30 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 4 月 18 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 5 月 26 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 5 月 29 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 6 月 9 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 6 月 23 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について

公開草案公表後のアウトリーチの状況

3. 公開草案公表後のアウトリーチの状況は、以下のとおりである。財務諸表作成者に

については、6つの業界団体（複数回実施を含む。）及び個社への実施である。

開催日	対象	内容
平成 29 年 9 月 15 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 10 月 10 日	財務諸表作成者	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
平成 29 年 11 月 20 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 29 年 12 月 21 日	監査人	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 1 月 18 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 1 月 22 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 1 月 23 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 1 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 1 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 6 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 6 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 6 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 7 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 2 月 15 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 3 月 2 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 3 月 13 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について
平成 30 年 3 月 20 日	財務諸表作成者	・公開草案へのコメント対応について

以 上